

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成29年5月25日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人 CASP Japan

(2) 代表者名

福岡 敏雄

(3) 主たる事務所の所在地

京都市東山区清閑寺霊山町21番地1 グランフォルム清水別邸515号

(4) 定款に記載された目的

この法人の目的はイギリスの団体である CASP (Critical Appraisal Skills Programme) の目的と同じである。CASP は英国オックスフォードでの市民のための健康支援活動 (PHRU : Public Health Resource Unit) の一部として始まった活動である。この CASP の理念と活動を国際的に広げることを目的にしたネットワークが CASP international であり、CASP Japan は CASP international の支援を受けながら日本を対象に活動している。CASP 活動の対象者は、CASP UK によると「CASP は、臨床研究のエビデンスを仕事で実践しようとする人、仕事や個人的な判断に使うようとする人、政策やガイドラインの決定に使うようとする人を対象としている (翻訳 高垣伸匡)」とされる。すなわち医療や保健の現場で医療的な判断を下す職種だけでなく、その判断に関わるすべての人 (患者本人、家族や患者の支援者など) が、医療的判断の根拠となった情報を理解して判断し、行動できるように支援することが CASP 活動の目的であり、それはそのまま CASP Japan の目的である。

2 申請年月日

平成29年5月10日

(文化市民局地域自治推進室)